

「わかりやすい! 第4類消防設備士試験 全訂版」 おわびと訂正

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。

ここに訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。

頁	箇所	誤	正
118	【問題22】解説 3～6行目を入れ 替えてください。	B(6項二)は特定防火対象物で延べ面積が300㎡未満なので、届け出て検査を受ける必要はありません。 Aの旅館(5項イ)とCのカラオケボックスですが、延べ面積にかかわらず届出義務があるので、届け出て検査を受ける必要があります。	
119	4行目	(Cのみ正しい。)	(CとEが正しい。)
	解答欄【問題22】	(1)	(2)
431	図中	発電機室	発電機室